

# パブリック・コメント条例に基づく手続の流れ

## 計画・条例などの案と関連資料の公表

公表方法 担当課窓口・オープナー・各公民館・本多図書館駅前分館など  
市ホームページ  
市報（概要・公表場所・期間等）

## 市民の方からの意見の募集

提出期間 30日以上（最低20日）  
提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール  
担当課窓口に直接提出  
記載事項 意見・住所・氏名（団体名）等

## 政策案の決定

いただいた意見を十分に考慮し、反映すべき意見を取り入れて案を修正します。

## いただいた意見等の公表

公表内容 意見の概要、意見に対する市の考え方、修正した場合にその内容  
公表方法 担当課窓口・オープナー・各公民館・本多図書館駅前分館など  
市ホームページ  
市報（概要）  
原則として、個別に回答は行いません。